平成29年度 第1回長野県契約審議会

日 時 平成29年6月13日(火) 午後1時30分から4時00分 場 所 長野市生涯学習センター 大学習室3

1 開 会

○事務局

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、平成29年度第1回長野県契約審議会を開会いたします。

私は本日、進行を務めます会計局契約・検査課、企画幹の岡沢雅孝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、お手元に配付いたしました次第に従いまして進行してまいります。

本日、西村委員さん、大窪委員さんも出席予定ですがまだちょっと来られておりません。今現在、9名の委員の皆様にご出席をいただいております。長野県契約審議会規則第4条第2項の規定により過半数の定足を満たしておりますので、会議が成立していることをまずご報告いたします。また、この審議会は公開での審議となり、会議録は後日、県のホームページで公表されますので、あらかじめお知らせいたします。

なお、会議の終了時刻につきましては16時頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで報道機関の皆様方、傍聴の皆様方にお願いがございます。本日の資料は今後の検討によりまして修正される可能性があるものですので、その点に十分留意いただくようお願いいたします。

それでは初めに、県を代表いたしまして、清水会計管理者兼会計局長からごあいさつ 申し上げます。

2 あいさつ

○清水会計管理者兼会計局長

皆さん、こんにちは、会計局長の清水でございます。本日は碓井会長さんをはじめ委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところをご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今日の審議会ですけれども、長野県の契約に関する取組方針につきまして、前回の審議会で変更の素案についてお諮りさせていただきました。その時の議論をもとに作成いたしました取組方針の変更案をお示しいたしますのでご審議をいただければと思っております。

その他、入札参加資格の加点の状況、建設工事における適正な労働賃金の支払を評価

する取組の試行状況等々、7件の事項についてご報告申し上げたいと思っております。 限られた時間の中ではございますけれども、委員の皆様方の専門的な知識やご経験を もとにご意見をいただきますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、事務局に4月1日付で人事異動がございましたので、自己紹介をさせていただきます。

○丸山契約·檢查課長

皆さん、こんにちは。4月1日付で契約・検査課長でまいりました丸山進でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、会議事項に入ります。会議事項の議長につきましては、長野県契約審議会規則第4条第1項の規定により会長が務めることになっておりますので、碓井会長さんに会議事項の進行をお願いします。

3 会議事項

(1) 報告事項

ア 前回審議会の主な意見について

○碓井会長

皆さん、こんにちは。本日もご審議、よろしくお願いいたします。

それでは審議事項のア、「前回審議会の主な意見について」であります。まず事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

1ページの資料1をご覧ください。前回、平成28年度第4回契約審議会の主な意見を整理したものでございます。

内容は1ページに記載のとおりでございますが、対応案等の網掛けの部分につきましては、前回審議会で事務局から説明、回答したものに補足等を加えた項目でございます。

前回ご意見いただきました、建設工事等にかかる項目につきましては、技術管理室からご説明いたします。

○事務局

資料1ですけれども、一番上の網掛け部分ですけれども、委員の皆さんのお手元に以前お配りした内容とお手元の資料がちょっと違っておりますのでちょっとご了解をいただきたいと思います。

ここに記載のとおり、建築関係なのですけれども、建築関係のほうでは4カ所を試行を予定しまして、今日現在3カ所、公告をしております。

その下の賃金支払調査の一定のルールをとのお話ですけれども、実施要綱で定められていますとおり、標準見積書、下請契約書、下請代金受取報告書等の確認後、誓約内容が適切に実施されていないと疑われる場合に、さらに詳細な調査を行うこととしております。

続きまして、下から3番目の網掛け部分になりますけれども、電子入札の中小企業への配慮についてですけれども、今年度実施しておりますけれども、今まで電子入札をされていなかった企業からの問い合わせなどもありまして、現在までに大きな混乱等は生じておりません。

あと最後、一番下になりますけれども、若手技術者の関係ですけれども、本試行は、 企業による若手技術者の育成を支援するための取組であり、ベテランから若手への技術 継承が図られることで、企業の活力向上につながるものと考えております。以上でござ います。

○事務局

以上です。よろしくお願いいたします。

○碓井会長

それでは、ただ今のご説明につきましてご質問、あるいは確認等、何かつけ加えたい ことがあれば、どうぞ。湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

最初の適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式の試行について、建築工事の発注、試行が4カ所、6月13日で3カ所が公告済みということで、私、細かく見ていなくてここで発言することは大変恐縮なのですけれども。

前回ご指摘申し上げた土木工事等の積算構造、いわゆる単価の構成が建築工事と違うということに関して、おおむねその調査ができるのか、把握ができるのかという部分についてお話をしたと思います。そういう意味で、この3カ所の公告済みとなっている部分について、土木方式とは多分違う方式を取られているのではないかと思うのですが、具体的にどういった方法で公告されているのか、全体で共有するという意味も含めて、説明いただければと思っています。

○碓井会長

事務局お願いします。

○事務局

今のご指摘なのですけれども、基本的には土木と同じ方式で建築のほうも現在運用させていただいております。

単価の中の人件費がわかる部分が87.5%という形で、人件費がわからない部分は今回、

対象外としております。

○碓井会長

湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

ということは、要はすごく限られた工種と私は思うのですけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

○事務局

そうです、そのようになっております。

○碓井会長

よろしいですか。

○湯本委員

前回指摘したとおりで、本当に人件費だけを取り出して把握するのは非常に難しいことだと思うし、それができるのは本当に限られた部分になってくるのではないかと思います。工種ごとに、各職人にどれだけ配分されているのか、ちゃんとそれが把握できるのは、本当にわずかな部分だろうと思います。

ただ、これだけやっていただいた部分については評価をしたいと思います。今後、どう拡大できるかという部分については、引き続きどういう方法がいいのか、結果も含めて検証していただいてさらに拡大をしていただきたい。目的とするところは、現場で働いている皆さんにちゃんとした賃金が支払われているかどうかということにあるわけですので、なるべく多くの方の把握ができる形のものを、建築サイドになるかと思いますけれども、ぜひ研究していただいて拡大をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○碓井会長

どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか、奥原委員お願いします。

○奥原委員

前回発言させていただいた社会保険の加入についてですけれども、確認の意味を兼ね てお話させていただきたいと思います。

社会保険加入対策について、国の直轄工事では罰則適用を含めた対策強化を進めていて、地方公共団体発注工事でも同様の対策を徹底するよう求めていると伺っています。 県としてもこの点について末端の下請企業まで適正に行きわたるような対策を検討した上で、今後の審議会に具体策を出していただけるという理解でよろしいでしょうか。

○碓井会長

これはどなたにお願いしたらよろしいでしょうか。どうぞ。

○事務局

ご指摘の社会保険の未加入対策につきましては、ご指摘のように、国においてかなり強い姿勢で臨んでおりまして、先週の9日の金曜日に閣議決定されまして「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」というものを国のほうで決定いたしました。その中で、例えば週休2日の関係ですとか、今ご指摘の社会保険等の未加入対策ですとか、そういうものに取り組んでいくべしということで、この計画を国のほうで立てられたということで、地方公共団体のほうでも、同様の取組の要請がありますので、検討させていただいて、今後、またこちらの審議会等にご報告をさせていただけるようにいたします。

○碓井会長

ほかにいかがでございますか。よろしゅうございましょうか。 それでは、このとおり一応、まとめてもよろしゅうございますか。どうもありがとう ございました。

イ 取組方針の変更(案)について

○碓井会長

それでは次の審議事項イ、「取組方針の変更(案)について」を議題としたいと思います。まず事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

資料の2ページ、資料2をごらんいただきたいと思います。取組方針の変更(案) についてでございます。

これにつきましては、昨年6月に取組方針の第1回目の変更を行いまして、この内容について大きく3つの理由により、7つの項目について変更するものでございます。昨年度の第4回の審議会で素案をお示しし、ご意見をいただいたところでございます。一部の文字の訂正等はございましたけれども、大きな修正についてのご意見というのはなかったかと思います。

ただ、個別の業務委託、役務の提供及び一定の業務における地域要件の設定の取組について、地域要件の設定については、過度の制約については市場における競争性の制限につながるため、競争性の確保に十分配慮するという自治法の主旨も踏まえてというご意見がございました。取組方針の変更についてはご意見はなかったのですが、個別の取組についてはそういうご意見がありました。

今回、変更に当たっての考え方をもう一度お話させていただきたいと思います。1つ目としましては、資料2の1番にございます、これまでの検討により策定時から契約の種類や内容が具体的になりまして、対象を拡大したことを反映したものが3項目ござい

ます。具体的に申しますと、28番、37番の取組でございます。サービスの質の向上です とか雇用の安定を図るため、その他契約のうち、庁舎等の清掃業務において、29年度か ら複数年契約が実施されることに伴いまして、取組内容を変更したいというものでござ います。

また49番の取組につきましては、製造の請負及び物件の買入れの一般競争入札や公募型見積もり合わせで地域要件を設定することしていたものに、その他契約においても地域要件を設定したことに伴い、取組内容の変更をしたいというものでございます。

2つ目としまして、29年度・30年度の入札参加資格の新客観点数等の見直しにより修正したものが3項目でございます。具体的には取組番号21番、56番、77番でして、昨年度ご審議いただきました、平成29年度・30年度の建設工事の入札参加資格申請における新客観点数の見直しにおいて、経営事項審査と新客観点数とで重複評価を解消するため、該当するISO9000シリーズの認証取得ですとか、「機械・運搬具」等の保有の評価を削除したことに伴いまして取組内容を変更したり、削除したいというものでございます。

3つ目といたしまして、今後検討を進める取組の丸印から、既に実施しております取組の四角印となるものが1項目ございまして、それを変更してございます。

取組番号51番の同種工事の実績を入札参加要件としている工事のうち、一定規模未満の工事について要件を緩和させる取組について既に実施が始まっておりますので、変更しているものでございます。

取組方針の変更案につきましては、本日のご審議をいただいた上で正式に変更し、公 表していきたいと考えているところです。説明は以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。ただ今ご説明のありました、取組方針の変更(案)につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。吉野委員どうぞ。

○吉野委員

確認したい点が2点ありまして、毎回のものもあるのですけれども。取組番号15番というのがございます、4ページですが、これは56番と同様なのですけれども、削除として、括弧書きで前の記載を見え消しで消してあるのですけれども。この主旨はおそらく、これまでの経緯を示すものとして残しておくという意味かと思いますが、本来なら削除だけでいいのではないかなと思うのですけれども、それが一つ。

それからもう一つは4ページの下の取組番号21番、これは77番も同様なのですけれども、例えば品質管理に関する取組の例示として「など」というのがついているのですけれども、「など」としてありますと、ほかの項目もあるのじゃないかと類推されてしまうのですけれども。この意味は、この項目だけに限るという主旨ですね。その2点、お伺いしたい。

○碓井会長

事務局、お願いいたします。

○事務局

1点目の15番の削除につきましては、経過を示したいということで削除のみならず、括弧で、過去の取組内容を掲載させていただいているものでございます。

2点目の品質確保、21番の I SOの関係についてはご指摘のとおり、この部分だけということで。

○碓井会長

ということは、「など」というのを取るということですか。

○吉野委員

文章的には難しいなと思ってはいたのですけれども、こう書いてあると、ほかの項目もあるのかなと類推してしまうのです。その前に「及び」とはっきりついていますし、それから77番も1項目だけに限ってありますので、それが「など」でいいのかなと、それだけ疑問に感じました。

○碓井会長

今の吉野委員のご指摘、取組番号21の変更案の、「審査項目で工事成績評点、企業表彰、 民間資格の有無及び新技術登録などの品質管理に関する取組」の部分、この「など」は どれにかかっていますか、新技術登録にかかっていますか、それともその前の企業表彰 等にもかかっていて、それらも品質管理に関する取組なのですか。文章的に私は、読み 解けないのですが、事務局から種明かしをお願いします。

これは最後だけですか、「など」で類推を期待しているのは。

○事務局

ご指摘のとおり、修正前を見ていただきますと、ISO9000シリーズの認証取得などの品質管理までが一文と考えるほうが合理的だと思いますので、変更案といたしましては、今ご指摘の「などの品質管理」を含めて削除という形でお願いしたいと思います。

○碓井会長

吉野委員、その辺どうですか。

○吉野委員

いや、文章上、ちょっと難しいなとは思っているのですけれども、品質管理に関する 取組の例示なのですよね、全て。

○碓井会長

全て。

○吉野委員

そうだろうと思っているのですけれども。ただ「及び」とついているのだけれども、

これだけに限るとなると、どういう表現がいいのかなと思っただけです。

○碓井会長

そうですね、全体が品質管理に関する取組だとするとなかなか難しいですね。いや、 これはこのまま行くといういいかげんな審議はいけませんから、誰かうまい案ありませ んか、大窪委員どうぞ、何かないでしょうか。

○大窪委員

そうではないのですけれども、同じその文章の中で、前のところに「入札参加資格の経営事項審査の審査項目を除く」とあり、その後にまた「審査項目」と出てくるので、この言葉が重なっている部分を一つにまとめられて、前のほうを「項目」という言葉だけにされて文章をすっきりされるほうがいいと思います。

ちょっと後ろのほうは何も思い浮かばないのですけれども。

○碓井会長

どなたかほかに文章表現に強い方。吉野委員。

○吉野委員

「など」とつける場合は、「及び」というのは要らないですよね。「、」でいいのだろうと思うのです。ここで、これだけの項目に限るという意思統一だけしておけばよろしいのではないかと思うのです。

○碓井会長

それでは、事務局いいですか。「及び」というのを「、」に直していただいて。でも何となく、「民間資格の有無」というのは変ですね。有無の取組というのは変ですね。

○吉野委員

本当だ、これだけ有無が入っていますね。

○碓井会長

民間資格を持っていることを評価するわけですね。

○吉野委員

そうですね。有無が要るのかな。

○碓井会長

民間資格だけでいいのではないか。

○吉野委員

民間資格だけでいいのではないですか。

○碓井会長

では、有無を取ると。「企業表彰、民間資格、新技術登録などの品質管理に関する取組 を評価する」で、現時点ではそれ以上拡大するということが想定されている、そういう 了解でいかがでございましょうか。

はい、どうもご協力ありがとうございました。もういいかげんに済ませるところを、皆さんに助けていただいて、後で恥をかかなくて済みそうであります。

ほかにいかがでございましょうか。どうぞ湯本委員。

○湯本委員

どこで発言していいかわからないので、ここで発言させていただきます。

さっき奥原委員の発言で、事務局のほうからご回答があった中身について、総称でいう建設職人基本法のことをおっしゃっていたと思いますけれども、3月に施行になって、6月6日に閣議決定された計画のことだと思います。中身を私もよく承知していない部分ではありますけれども、そうはいっても中身を概括的に見ると、この審議会で議論していることの後追い的な部分が結構、中に含まれておりまして、ある意味でいうと、この審議会そのものがこの法を先取りして審議をしているという中身が多いと思います。

それで、やはり法律ですのである程度の、拘束力があるのかないのかわかりませんが、多分、理念法だというふうには思っているのですけれども、そういった中身を含めて、まずはこの建設職人基本法という部分について、この審議会として全体で共有すべきではないかと思っていまして、その概略を含め、どういうスキームになっているのかということについては何か資料を提示していただければありがたいなというふうに思います。そしてその次にあるのが、審議会とこの法律との関係についてちょっと整理をしていただいたほうがいいのではないかなというふうに思います。先ほど申し上げたように、審議会で今まで議論してきた中身については、この法律の中での計画にある程度含まれている中身もありますし、そういった中で、法律が求めているものとこの審議会が進めているものの論議が合致しているのかどうかということについて、多分合致しているのだと思うのですけれども、その辺のレベル差というものがあるのかどうか。そういう意味からすると、その計画の中身と今までこの審議会で議論が進められる、あるいはもう進められている中身との比較、そういったものも提起しながら、そして法律の方向とも間違いがないという確認も含めてそういったものを提示していただければありがたいなというふうに思っています。

目的は、最終的には職人の安全や仕事環境の改善を行うという観点に立った法律であるというふうに理解しておりますし、その裏打ちとなるいわゆる職務賃金、適正にその賃金が現場の職人に行き渡っている、これが大事なことだというふうにこの法律では言っているわけです。そういう意味から十分、この審議会は機能しているのだと思いますので、そういったことを胸張って我々が審議をしているといえるという確認の意味でも、やはり法律の中身を少し提示いただいて、この審議会と法律との関係を明確に皆さんが共有をする。これも大事なことではないかと思いますので、提案をさせていただければと思います。

○碓井会長

これは我々委員に対する宿題でもあるかもしれませんが、とりあえず事務局のほうで、今のことについてお願いします。

○事務局

それでは、法律の概要及び国が策定いたしました基本的な計画につきまして、次回の 審議会でご説明させていただきたいと思っております。

なお、補足でございますが、国が基本計画をつくるのは義務づけになっています。地 方がそれに対応した計画をつくるのは要請事項だったと思います。その辺の法的な拘束 力も含めて、次回までに、この法及び基本計画の概要についてご説明させていただけれ ばと考えております。以上です。

○碓井会長

よろしくお願いいたします。ほかにいかがでしょうか。

ほかの委員から発言が出ることを期待して待っていたのですが、実は西村委員が間もなく見えれば発言されるであろうと期待していたのですが、かわりに私から発言したいと思います。

49番についてなのですが、49番で現行のところでは、地域要件の設定のことが書いてありまして、印刷業務については県内本店、製造の請負または物件の買入れについては「県内の本店、支店・営業所」と、地域要件が書いてありますが、それが資料の右側では、第二文が入って、「また、「その他の契約」において一般競争入札で、地域要件を「県内本店、支店又は営業所」とする」と、こういうふうにするというのが、この取組内容ということでございます。

この取組方針をどういうふうに理解するかにもかかっているのですが、この文章だけからしますと、かなり包括的なあらゆる契約を包含するように読めるわけです。それに対して、今まで私たちが議論してきた製造の請負やその他には、それぞれそれなりの理由があるだろうということで掲げてきたわけですが、そのときにこの表現でよろしいのだろうかという気がするのです。

事前に事務局の方に伺いましたら、いや、それはルールでは、競争性を確保するために例外は当然認められると、こういうことなのですが。取組方針として大々的に出たときに、地方自治法の競争原則との関係でどうなのか、誰か事務局、持っていますか、地方自治法の地域要件の設定の条件について。

○事務局

地域要件の設定につきましては、地方自治法施行令第167条の5の2にありまして、内容としますと「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは

技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を 行わせることができる。」という条文でございます。

○碓井会長

そういう政令の規定の趣旨から行きますと、こういうふうに、完全に原則として書いてしまうことについては、ちょっと私は危惧を覚えるのですが、これは、やっぱり小林委員に助けを求めていいですか、法令の解釈について。

○小林委員

法令の建前や、いわゆる規制改革推進のための3か年計画等においては、逆の方向からまとめられていまして、競争性の確保の観点から、地域要件については、過度に競争性を低下させるような運用にならないように留意しなさいとなっています。だからこれは、実務と法律の建前が逆になっているのです。いや、私がこんなことを言うとあれですけれども、必要の前に法はないみたいな現状があるので。

○碓井会長

手厳しいですね。

○小林委員

そういう意味では、建前は特別な理由があるときだけ地域要件は定めますよと、わかりやすくいうとそう書いてあるわけですよね。

だから実務の運用においては、過度に競争性が低下しなければ地域要件いいじゃないかという、そういう指針を示されて、県のほうで、過度の競争制限にならなければいいという法律の建前と逆の、そういう意味では法の建前と現実の間の乖離を押すというのは、地域として地域の産業を育成したいという、金科玉条というか一つの建前があるので、これを法律論だけでバサッと切るのは、実質問題として難しいのだろうなと思います。

○碓井会長

それにしても原則が逆転しているという印象があるのですが。

○小林委員

ええ、だから原則が実務で逆転しているので、私はやっぱり、いわゆる法律主義ということになるので、そういうふうな書きようにして、それなりに規範性を持たせたほうがいいのだろうなという感じはしております。

○碓井会長

これは、地域を守らなければいけないという、地域産業を守らなければいけないという、そういう切実な願いがあることはこの資料の中にも書いているようですから十分理解はしているのですが、県の中での議論はどういう状況にあるのですか。地域活性化、

行け行けどんどんで行くのかということなのですか。

○事務局

事務局としてはやはり、契約上、求められる競争性が一定以上あるというのは、これは当然の条件として考えておりまして、その上での地域要件というふうに捉えております。

○碓井会長

何か表現を変えたほうがよさそうな、吉野委員、いかがですか。

○吉野委員

確井先生のご懸念、わかるのです。そうなると、ただし書きを置くしかないのですよね。「ただし、この場合において・・・当該入札を適正かつ合理的に行うため必要があると認めるときに限るものとする」とか、そういう書き方にするかどうかなんです。それはちょっときついなとは思います。正確に言えばそうなのですよ。

○碓井会長

最もいいかげんな書き方をすれば、「また、その他の契約において一般競争入札を実施する場合にも、その契約の目的、性質」どちらの言葉がいいかわかりませんので、整理が必要ですが、「によって地域要件を県内本店・支店」と、そういうこともちょっと入れておけば、クリアできるといいのですが。

つまり包括的に書くのではなくて、慎重にそれぞれのその他契約も個別に検討してやるようにしましょうと、そういうことです。それは政令に抵触しませんよね、それではやりにくいのですか。いろいろな契約があるから一律に、むしろ原則はこうしておいたほうがやりやすいという配慮ですか。これは局長さんに伺ったほうがいい、県のトップレベルに。

○清水会計管理者兼会計局長

その他契約ということは、幅広のものを想像されるといることだろうと思いますけれども。今、会長おっしゃるように、修正しておいたとしても、そのことで実務上、困るということではないだろうなというふうに思っています。

○碓井会長

さっきの表現を使いましょう。地方自治法施行令の何条でしたか。

○事務局

167条の5の2です。

○碓井会長

167条の5の2。そうすると、この文言、「契約の性質または目的により」ということ

を入れていただき、右側のアンダーライン、「またその他の契約において一般競争入札を 実施する場合にも、契約の性質又は目的により地域要件を県内本店、支店又は営業所に する」というふうに書いたらどうでしょう。法令どおりに書いているようですけれども、 しかし、そういう地域要件をつけるという方針を取組として掲げるということは、公然 と宣言していることになりますから、それは決して問題ではないと思います。湯本委員、 何かございますか。

○湯本委員

どちらが主体なのかにもよるということだと思うのです。地域要件を一般化して、さらにレベルの高いものについては、地域要件をつけないという方法と、全部地域要件をなしにして、何がしらの条件があったときに地域要件をつけるという、どちらかだというふうに思います。

県の考え方は多分、この製造業や、あるいは物件の買入れというのはそんなに高度なものは要求されないだろうという、こういう前提のもとに地域要件を全部つけてしまおうという考え方で来ているのではないかというふうに思いまして、そういう意味からすると前者の地域要件をつけておいて、特殊なものだけはその地域要件を外すという、そういう方法があるのではないかなと思います。

そこで懸念されるのが、そこでやっぱり特殊な場合というのはどういうものなのかというのがどうしても出てきてしまうのです。それは発注者側の思いでただ決められるというものでいいのかどうかということも考えられますので、もしそういうことを入れるのだとすれば一つの縛りを、こういうものであればつける、つけないというものを決めることはやっぱり必要ではないかというふうに思います。

○碓井会長

伺いますが、今まではおよそ地域要件はつけていなかったと理解していいのですか。

○事務局

つける場合の地域要件がばらばらというか、個々の案件で違っていました。

○碓井会長

ということは、私が今、申し上げたように記載したのでは意味がないということです ね。今までもそうやっていたと、そうですね。どういう契約であるかということを調べ て、では地域要件つけましょうと。その他契約についてもつけてきたということですね。

○事務局

つけてはいますけれども、全てにはついてはいないので。

○碓井会長

なるほど、それはますます難しい。建設工事と違い、いろいろなものがあるので。そ の他契約の何か最も典型的な例を挙げていただけますか。

○事務局

清掃とか警備ですか。

○碓井会長

清掃はどこかに個別の項目として入っていませんでしたか。入っていますね。 だから、一つはこのように一つずつつぶしていくという手もあるのです、典型的なも のついて。それが合理的であるというならそれは一つの手だし、あまりにも、その他契 約というのが包括的だというのが気になるのですけれども。

野本委員、いかがでしょうか。

○野本委員

すみません、最初のほうは全然主旨が読み取れずに、今、ようやくわかってきたところで。

競争性について弊害がない場合はとか、そういうような主旨を盛り込めばいいという ことですよね。

○碓井会長

まさにそういうことなのです。

○野本委員

ちょっと今、思考中です。

○碓井会長

小林委員言われたとおり、実務上、本当に逆転現象なのでどうするか、小林委員どうぞ。

○小林委員

法令の文言と折り合いをつけるとすれば、法令には適正かつ合理的に行うために特に必要と認めると「特に必要」という文言があるので、これが一応原則とし、地域要件をつけるのは例外ですよということで、「適正かつ合理的に行うため特に」という表現とすると、極めて強い表現になってしまうので、「契約の性質または目的により必要があるときは」というふうに、条文が強調している部分を薄めて書いておけば、一応の折り合いはつくのかなと。

○碓井会長

わかりました。その辺に落ちつくのがいいのかと思います。

それでちょっと伺いますが、手続的に一般競争入札で地域要件を付けるに当たり、今のようなルールでやるという場合に手続的には、契約締結権、要するに支出負担行為をする人、担当のところで一気にできるのですか、それとも地域要件をつけたいというこ

とをどこかに申し出て、それでゴーサインが出るという契約締結の仕組みになっている のですか、その辺、私、全然わからないのですが。

○事務局

まず発注する段階で業者の選定をする選定委員会という別の組織がございましてその中で審議をいただく、要件を含めて審議いただいて決めているところです。

○碓井会長

そうすると、その選定委員会で審議するときに、地域要件をつけていいという了解を 得なければいけないということになりますね、今のようなルールだと。そうすると業界 ごとに、いかがでしょう。小林委員のご提案のように、「契約の性質又は目的により必要 があると認めるとき」はこれで、その内容はいかがでしょう。どうですか。

○湯本委員

選定委員会にかけるにしても、一定の内示的なものはあるはずなのですね。そうすると、例えば競争性がまず保たれているかどうかという部分については、業種によっているいろあるのでしょうけれども、要するに地域要件を課したときに、競争性が確保できる業者数があるかどうかというのがまず1点あると思うのです。

品質確保等の観点からすると、次にあるのは、その仕事の内容が高度であるかどうかという部分について、地域要件を県内としたときの業者がそれに対応できるのかどうかというようなことがポイントではないかと思います。そうすると、過去実績等を含めて、業者がいるのかどうかというところが、一つのポイントかなというふうに思いますので、そういったものを、選定委員会にかける際に選定委員がある程度把握できる必要があると思います。これをつける、つけないということについて判断できるような内部的なものはやはり持つべきだろうと思いますし、闇雲にただどうですかと言われても多分、最初に提案した人の思いだけで回っていってしまうというような感じもありますので、そんなものを、多分、つくられていると思いますので、そういったものをもとに運用していけばいいのではないかと思います。

○碓井会長

わかりました。実は私が伺っているところでは、従来から地域要件をつける場合に競争性が確保されているかということは考慮していて、業者数が少ないときには地域要件を設けずに広く募ると、こういう仕組みを運用してきているようなのでありますから、今、湯本委員のご発言のように、そういう判断の基準を内部でつくっていただいて運用していただく。こういう了解のもとに、今、小林委員からご提案があったように取組方針を記述するということでいかがでございましょうか。

(異議なしの声あり)

はい、どうもありがとうございました。

ほかにいかがでございましょう。

それでは大変時間をいただきましたけれども、以上のような修正をした上で、この取組方針の変更案を、一部修正した上でよろしいということでいかがでございましょうか。

(異議なしの声あり)

どうもありがとうございます。

(2) 報告事項

ア 入札参加資格の加点状況について(取組番号20等)

○碓井会長

それでは次に3(2)報告事項に入らせていただきまして、そのア、「入札参加資格の加点状況について」、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

報告事項アの入札参加資格の加点状況についてご説明申し上げます。

まず資料3-1といたしまして、物件の買入れと製造の請負、その他の契約に関する 参加資格の状況について、契約・検査課より説明いたします。

物件の買入れ等の契約につきましては、平成29・30年度の2カ年の参加資格の定期審査を昨年12月から実施いたしまして、この4月1日付で資格の付与を行いました。それぞれの資格の付与状況は資料の項目「1 物件の買入れ等の入札参加資格登録者数」というところでお示ししてございます。4月1日付の登録者、それぞれ物件の買入れ、製造の請負、その他の契約の、契約の種類で登録した数はごらんのとおりです。

登録者の実数、契約の種類、複数で登録している業者もございますので、実際に登録している事業者の実数については2,448者、うち県内本店の事業者は約半数の1,289者で、前回の定期審査時よりも4%ほど増えてございます。この県内の事業者に対するその他の審査項目ということで、加点をした状況について、項目の2としてまとめました。

その他の審査項目の加点につきましては、前回の平成27・28年度の参加資格の定期審査から新設したものですが、今回はその後、初めての更新審査ということで、登録状況を見ますと、おおむね全ての項目について微増が見られます。 育児・介護休暇の取得実績だけが若干減っておりますが、これは申請の時点の直近の4年間の育児休業の取得の有無で判断するため、同じ事業者が継続して対象になるとは限らないものもあるということも若干影響しているのではないかと思います。一方で、子育て支援の取組といたしまして、企業が子育て家庭を支援するために行う取組にかかる社員の子育て応援宣言の登録者は伸びております。

加点の状況について、加点による等級の変動について、次のページにまとめました。 次のページの項目の3として、この加点によりまして登録された等級が変動される状況 でございます。

全体の入札参加資格の審査といたしましては、経営事項として積み上げました点数に、

2のその他の加点を行うことにより等級を審査するわけですが、この加点で等級が上がった事業者の数をまとめてあります。加点により、等級が上位の等級としてなった事業者数が94者、県内本店の事業者の数で見ますと7%弱となっております。前回の定期審査時では登録数値が5.7%でしたので、若干増加いたしました。

参考といたしまして、県内事業者の等級別の登録者数を下にお示ししてございますが、例えば物件の買入れで言えば参加に対する事務、発注の案件事項の制限のないAという等級を得ている方が540者、このうち加点による上位の等級となられた事業者さんが55者ということで、約1割が影響を受けております。これは経営事項、売り上げや従業員数等、若干の経営点の変更で、等級に影響を受けるボーダーライン上の事業者の方々にとってこの加点という制度が底上げになっている部分があると思われます。契約・検査課からは以上です。

○事務局

資料の3-2をご覧ください。建設工事の入札参加資格に係る新客観点数の加点状況 についてご報告いたします。

本件5月に、平成29・30年度の建設工事の入札参加資格と資格総合点数の付与を行ったところでございます。また、今回の資格総合点数の付与に当たりまして新客観点数、長野県独自加点でございますが、として新たに3項目追加しております。その項目の加点状況についてご報告します。

まず建設工事の入札参加資格登録者数は2,432者でございました。前回より2.6%減少になります。

続きまして、新客観点数に追加した項目(1)でございます。短時間正社員制度等を採用する事業者を対象とする「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証企業に7点加点でございます。加点者は21者でございました。なお、職場いきいきアドバンスカンパニーの認定業者については県内57者ございまして、そのうち22者、38.6%が建設業でございました。

次に項目(2)週休2日等の休業制度が就業規則に規定されている事業者に加点でご ざいます。

表とグラフをご覧いただければと思います。4週8休、加点は10点でございます。については97者。4週6休、加点は5点でございますが、546者。4週5休が3点加点で210者でございました。また休業制度が規定されている企業、登録者のうち全体で853者でございまして、全体の35.1%でございました。

次に項目(3)でございます。更生保護を目的とする法務省の「協力雇用主」に登録する事業者に3点加点でございます。

加点者数は75者でございました。全体の3.1%でございました。なお、これにつきましては、県内の協力雇用主登録者というのは795者ございまして、そのうち253者、約31.8%が建設業でございました。報告は以上でございます。

○事務局

続きまして12ページ、資料3-3を説明させていただきます。

森林整備業務の入札参加資格に係る新客観点数の加点状況について、建設部さんと同様に平成29年5月1日に、29年・30年の森林整備業務の入札参加資格と資格点数の付与を行っております。その中で、資格総合点数の審査に当たりまして、新客観点数としまして、新たに週休2日等を追加しております。

その状況につきましては、1としまして、森林整備業務の入札参加資格登録者数が前回、245者だったものが228者、6.9%の減となっております。

2としまして、新客観的事項に追加しました週休2日の加点状況ですが、資格基準日における「週休2日」等の休業制度が就業規則に規定されている企業に加点する制度ですけれども、4週8休が27者、4週6休が66者、4週5休が41者、合計しまして228者のうち134者、58.8%が週休2日等に該当しておりました。以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。事務局、以上でよろしいわけですね、どうもありがとうございました。

ただ今のご報告につきましてご質問、あるいはご意見等ありましたらお願いします。

○吉野委員

11ページの資料3-2、それから12ページの資料3-3についてお伺いしたいと思います。

入札参加資格登録者数ですよね。建設工事については前年に比べて64者減、森林整備業務については17者減になっておりますが、これはなぜかと思っていらっしゃいますか。経営が厳しいからではないかというふうに感じますけれども、その点、事務局、どうお考えかということと、藏谷委員さん、何かお考えがございましたらお願いします。

○碓井会長

ではまず事務局にお伺いしましょう。

○事務局

実は明確なお答えが用意できないのですが、全体的な傾向として建設業許可を受けている者の数は傾向的に減少傾向、全体のトレンドとして減少傾向にあるのは確かでございます。

県内の建設業の許可を受けている会社のうち、県のこの入札参加資格をとっているのは約3分の1の会社になります。おそらくそういった全体の傾向を反映して今回、減少になったのではないかというふうに考えています。

○碓井会長

森林整備のほうはいかがですか。

○事務局

森林整備につきまして、正確な資料は今、手元にありませんけれども、この制度自体

が平成16・17年度頃に始まりまして、ピーク時は400者越えになっておりました。その中には、建設業からの参入の方がかなり多くおりまして、実態としましては建設業の方々のほとんどが応札しない状況で、もし手があいたときの念のための資格というような状況だと感じております。

そのため、年々減少しているという状況で、今回も建設業の方の減りぐあいがかなり 多いです。ちなみに今回の森林整備の登録の方は、全体の7割が建設業からの参入の方 です。以上です。

○事務局

では藏谷委員、お願いします。

○藏谷委員

建設工事の入札参加者資格というのは、今、事務局の言うとおり、私どもの業者の減だと思います。建設業協会の例で言いますと、昨年、一昨年は500者の会員がありました。今、491、492ですから、減少率は1.6%、1.7%ぐらいかなと思います。それと比べると、ちょっと2.6%と減っている率は多いですけれども、基本的にはそういう形で協会を含めて、企業数が減っている傾向がここでもあらわれているのではないかと思います。

森林に関しては、今の説明のとおりでありまして、森林業務が盛んなエリア、例えば木曽とか、そういう地域に関しては建設業者も依然として森林等にも参画をしていますが、そうでない地域の森林業務からの撤退は多いと思います。おっしゃるとおりだと思います。

○碓井会長

どうもありがとうございました。吉野委員いいですか、何か委員よろしいでしょうか。ほかにいかがでございましょうか。

○小澤委員

同じく11、12ページでお聞きしたいのですが、まず11ページで職場いきいきアドバンスカンパニーというので7点の加点なのですけれども、下には社員の子育て応援宣言に登録しているところが335者なのですが。もともとはこの職場いきいきアドバンスカンパニーは、この子育て応援宣言自体がないと、とれないというものでありまして、そこは、特にこれ言わなくても、もう県の仕組みとして決まっているものですから当然であるという考えもありますし、もう1点、言いますと、3点、7点ということで、ダブルでその点を加味してもらっていいものかどうかというのは、どのような判断なのかというのがお聞きしたいのが1点です。

それから次の12ページにつきましては、こちらはそれぞれ課が違って森林政策課のほうなのですけれども、休日のみを今回新客観点数に追加したということで、ちょっと全体像を把握していなくていけないのですけれども。

例えば建設工事の場合の職場いきいきアドバンスカンパニーの点であるとか更生保護 の点、こういった働き方改革に向けた方向性だとは思うのですが、そういったものへの 次回以降のお考えがあれば伺いたいと思います。

○碓井会長

それでは、まず建設工事等からお願いしましょうか。

○事務局

まず職場いきいきアドバンスカンパニーの認証の条件ですけれども、おっしゃるとおり、社員の子育て応援宣言の認定が条件でございますので、そういった意味では重複しております。

それで、具体的な数字ですけれども、まずいきいきアドバンスカンパニーという制度がまだ始まって間もないものですから、そういった意味で定着が図られていないところがあるのかなというふうに思います。

これに対して子育て応援宣言については、昨年度28年、27・28年の資格付与時からこの加点をしておりますが、実際、加点状況としては、前回が7.6%で今回が13.8%、約、比率としては倍になっておりますので、その子育て応援宣言も定着しつつあって、かつ今後、このアドバンスカンパニーについても今後の動向を見ていきたいとは思っておりますが、定着が今後図られていくというふうに考えております。

○碓井会長

そうすると、今の点、今日は報告事項ですから伺うということですが。小澤委員から の問題提起としては重複加点になっているというお話がありましたが。

○小澤委員

今、お聞きしたら、確かに社員の子育て応援宣言のみという企業もあるものですから、 それを考えればこういう考え方もありかなというふうに思います。

○碓井会長

では、この点は、もちろん報告事項は了承しますが、今後の課題として今のような独 自のものがあるかということは、問題意識としては持って、記録にとどめておいていた だきたいと思います。それでは、次は森林整備お願いします。

○事務局

森林整備のほうの評価項目としまして、昨年、この項目を客観的事項に追加するかどうかということで、週休2日以外に建設部さんのほうの導入する項目を検討しましたけれども、森林整備につきましてはまだ小規模な事業体がかなり多く、なかなか、そこまで制度が広まっていない中でやっていくには少し厳しいのではないかということもありまして、現状では見送っている状況にあります。

また今後、ある程度森林整備の事業体が体力がついてくるなり、またこの制度が広まってきた段階では検討したいとは思っておりますが、今の段階では見送っております。 以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。ほかに何か、どうぞ野本委員。

○野本委員

両方とも週休2日等の休業制度ですけれども、事業者数でいえば、私の想像していたよりも加点というのはかなり多いかというふうに感じます。

おそらく4週8休というのは大手の事業者かなと思いますけれども。この表ですと、 大体そこで働く方がどの程度この週休2日、完全週休2日をとっていて、あと加点なし の業者に属する方はどの程度というような、そういう統計データはありますでしょうか、 ざっくりとした数字でいいですから。

○碓井会長

建設工事等のほうですか、お願いします。森林整備のほうは母数が少ないから、今、お答えできないでしょうね。技術管理室が答えますか。

では。藏谷委員。

○藏谷委員

生の数字ですが、建設業協会の会員へのアンケートですけれども、週休2日制といい ますか、4週6休、隔週土曜日休みの社員就業規則を持っている企業は、500者のうち74% が定款としてあるのですよ。ですから、この数字のうちの大多数は建設業協会の会員で す。ところが、実際にどれだけそれを取得していますかという話になると、50%に行き ません。特に十木の、公共事業に関する工事については、休日はまだとれます。一番取 れないのが民間の建築の商業建築、例えばホームセンター、スーパーさんとか、一日も 早くオープンをしてお客さんを迎えたいと。これは発注者の立場になればわかりますが、 それはもう7割、8割、土曜日は休めません。それと日曜日も休めません。これは何と かしなければいけないということで、とりあえず土曜日ぐらいは休みしょうかというの で、世の中ではプレミアムフライデーですけれども、私たち業界は今、プレミアムサタ デーです。とりあえず第2十曜日だけは、長野県の工事現場は7月から全部休みにしま せんかという試みをこれから始めるところであります。これが発注者様のアドバイスで、 絵にかいたもちにならないように実践しましょうということで、やっと7月からそうい う運動を実施をして、その次は2日間休んで、それから完全週休2日制にしていくと、 一歩一歩階段を上がりましょうかということで進めています。まだまだ現実がそこまで いっていません。

ですから、こういう制度をつくって実施をして少しずつレベルアップしていくかなというところで、まだ発展途上です。

○碓井会長

原山委員どうぞ。

○原山委員

建設工事と森林整備、両方ですけれども。今のその加点なしの企業なのですが、この中には、企業の規模が小さくて就業規則そのものが整備されていない企業があるのではないかなと思うのですが、そういうことがあるのか、もしあれば何%あるのかということをお聞きしたい。

○事務局

すみません、そこまで把握しておりません。

○原山委員

思ったより、加点なしが多かったものですから。

○碓井会長

森林整備のほうはいかがでしょう。

○事務局

同じくです。今回、出していただいたものが、6割が就業規則を出していただいておりますので、そこまでは就業規則があるということは確認がとれておりますけれども。 就業規則があっても週休2日等に該当しない業者さんもいますので、それより細かい 数字は、申しわけありませんが、把握しておりません。

○碓井会長

ちょっと私から質問ですけれども、就業規則に書いてある場合に、それが守られているかどうかということは、さっきの蔵谷委員のおっしゃったアンケートにあらわれています。就業規則に書いてあっても休めない方が多いという、そういう主旨ですか、ちょっと確認です。

○藏谷委員

あとは、年間カレンダーとして、特に降雪の多いところは、冬は雪が降りますので、 トータルして週休40時間としている企業が一番多いのです。

○碓井会長

そうですね、長野県では。

○藏谷委員

ただ、代休をとるとか、現場が終わった後、リフレッシュ休暇で1週間とか長期休暇 をとるというのはそれぞれの企業の体質というか、事例であります。

○碓井会長

わかりました。それでは、このご報告についてはこの程度でよろしゅうございましょ

うか。

(異議なしの声あり)

イ 建設工事における適正な労働賃金の支払を評価する取組の試行状況について

○碓井会長

では次に3(2)報告事項のイ、「建設工事における適正な労働賃金の支払を評価する取組の試行状況について」、事務局からご説明をお願いします。

○事務局

資料13ページ、資料4をごらんください。報告事項のイ、建設工事における適正な労働賃金の支払を評価する取組の試行状況についてでございます。

こちらにつきましては、労務費及び法定福利費を明記した標準見積書を活用して適切に労働者賃金の支払、良好な労働環境を図る企業を評価する総合評価落札方式の試行でございます。

まず資料の下の2を初めにごらんいただきたいと思います。総合評価落札方式の試行に先立ち実施しました、下請の労働環境を確認するモデル工事の実施状況です。このモデル工事の内容は、下請契約を標準見積書により締結し支払を行うこととしまして、実施したものには工事成績点を加点するという内容でして、平成27年発注案件のうち19件で実施しました。左側のグラフは標準見積書による下請契約及び支払の実施状況ですが、14件が実施、4件が非実施、1件が全て元受による施工であったため下請契約がなかったという結果でした。

また、モデル工事の取組の実施した企業については、受注者に意向を確認した上で県ホームページに掲載することとしておりましたが、右側のグラフのとおり、実施者14者のうち掲載を希望したのは4者、28.6%となりました。

続きまして、資料の上の部分、1をごらんください。平成28年度からはモデル工事の内容をとり込みまして、入札時において評価する適正な労働賃金を支払を評価する総合落札方式の試行を開始しております。

試行の内容は、下請次数を土木工事では2次、土木工事に比べて一般的に下請の次数、 階層が多い建築工事においては3次に制限しまして、標準見積書を活用した上で、労務 費総額を設計の87.5%以上とするとともに、発注機関による労働賃金の支払実態の調査 に協力することを誓約した入札へは、価格以外点を0.5点加点するという内容です。

- (1) の平成28年度の試行状況ですが、17件で実施しております。左側のグラフのとおり、全17件の案件に対しまして154者の入札がありましたが、そのうち試行内容の実施を誓約した入札者は140者、90.9%となっております。また、右側のグラフが落札状況ですが、17件全てが試行内容の実施を誓約者が落札しております。
- 次に(2) 平成29年度の試行予定ですが、本年度は約40件での実施を予定しておりまして、今日現在、建築工事3件を含む6件が公告済みとなっております。説明は以上になります。

○碓井会長

どうもありがとうございました。ただ今のご報告についてご質問、ご意見等がありま したらお願いいたします。

○吉野委員

すみません、モデル工事についてちょっと確認としてお伺いしたいのですけれども。 企業名の県ホームページ掲載状況というのがありますね。それで合計14件、これは実 施した業者のようなのですけれども、受注者の意向を聞いて掲載をするということです が、いいことなのに、載せてもらいたくないというような者が10者あるというのは、ど ういうことなのでしょうか。

○碓井会長

これはわかりますか。

○事務局

個別になぜ希望しないかという理由まではちょっと伺っておりません。この企業名、 元請さん、下請さんの名前を全て掲載ということになっておりますけれども、そちらに 関して掲載の希望をいただけなかったというところでございます。

○碓井会長

普通は宣伝になるのではないかと思いますが、それをあえてご希望なさらない者がいるということですね。はい、ほかに何かありますでしょうか。よろしゅうございますか。 はい、それではこれは伺ったということにさせていただきます。 それでは、これから10分間、休憩とさせていただきたいと思います。

(休憩後)

ウ 建設工事に係る委託業務における総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)の試行について

○碓井会長

それでは、再開させていただきます。報告事項ウ「建設工事に係る委託業務における総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)の試行について」を議題といたします。事務局からご報告をお願いします。

○事務局

資料の14ページをごらんください。委託業務における総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)の試行についてでございます。

昨年度、この審議会におきまして、くじ引きについてのご意見がありまして、建設工事等のくじ引きの発生状況について、ご報告をさせていただいたところでございます。

この中で委託業務においては、昨年の8月末時点で50%を超える案件でくじ引きが発生 している状況をご報告させていただいています。

まず委託業務の入札におけるくじ引きの発生状況についてご説明いたします。ちょっと1枚めくっていただきまして、15ページをご覧ください。1のくじ引きの発生状況の推移ですけれども、近年におきましては、受注希望型総合評価落札方式を含めた全体での55%以上の高い確率でくじ引きが発生している状況でございます。

2のほうは、昨年度のくじ引きの発生件数でございます。受注希望型で多くのくじ引きが発生しているのが状況としてわかるかと思います。

3ですけれども、業種別のくじ引き発生率でございます。建築コンサルタント以外で 多く発生しているのが状況でございます。

一番下の4になりますけれども、1件当たり何者、くじ引き対象になったかを示したものでございます。2者から5者でのくじ引きが約半数の50%、11者以上でのくじ引きが、15と12を合わせまして27%となっております。最高では、1件当たり計30者のくじ引きとなっているような状況でございます。

14ページに戻っていただきまして、概要の中段になりますけれども、今回の総合評価落札方式(簡易II型)ですけれども、従来、受注希望型競争入札で行っていた案件について導入しまして、価格以外の要素も加味して総合的に優位な者を落札者とするものでございます。これによりまして、少しでもくじ引きの減少を図っていきたいと考えております。

総合評価落札方式の試行に当たっては、小規模事業者の受注機会にも配慮いたしまして、評価項目を、業務成績、管理者等の手持ち業務量、地域要件の3項目といたしました。評価項目の内容ですけれども、2の(1)の表をごらんください。まず業務成績でございますけれども、通常の総合評価で持っている業務成績の考え方と同様でございますけれども、配点は、通常では最高6点のところ、簡易II型では最高点は2点といたしております。

2の管理技術者等の手持ち業務量でございますけれども、この業務での管理技術者、配置予定者ですね。測量等では主任技術者が配置予定者となりますけれども、その配置予定者が、県発注の他の業務で既に管理技術者、主任技術者、また照査技術者、担当技術者になっている場合は、その業務の数に応じて減点するというものでございます。記載のとおり、管理技術者等である場合は1業務につきマイナスの0.2点、照査技術者、担当技術者である場合は、1業務につきましてマイナス0.1点としております。下限を設けておりまして、マイナス2点を下限としております。これによりまして、落札の極端な集中を是正していきたいと考えております。

最後、3の地域要件でございますけれども。記載にありますとおり、業務箇所の近郊に本店がある者は2点、業務箇所と同一の広域に本店で1.5点、4広域内で1点、県内で0.5点といたしております。

今、説明いたしました3点の合計を価格以外の評価点といたしまして、価格点と合わせた総合評価点で最も優位な者を落札者といたしていきます。

(2)の対象業務でございますけれども、建築コンサルタント業務を除く、全ての委託業務を対象といたしております。

3の試行開始時期でございますけれども、明日以降の公告案件から受注希望型競争入札で予定されている案件の半数で試行を予定しているところでございます。説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。ただ今のご報告についてご質問、ご意見等がありましたらお願いします。吉野委員どうぞ。

○吉野委員

3点ほどお伺いしたいのですけれども、1つは、委託業務のくじ引きの発生率ですけれども、他県の状況はどうなっているのか、ご存知でしたら教えていただきたいというのが一つ。

それから工事については資料に出ていませんけれども、建設工事のくじ引き発生率はどうなっているのでしょうか。実は、朝日新聞の6月4日の朝刊で、全国の入札でくじ引き落札が大変多くなっているという記事が出ました。その記事では、三重県などは2015年度、47.5%がくじ引き、そういう数字も出ているのです。長野県の場合は、ほかの県との関係ではどの程度のランクに入っているのかというのをちょっと教えていただきたい。

それに関連しまして、長野県では失格基準価格を予測するのがなかなか、ほかの県に 比べても難しいのではないかと思います。なぜこういうふうに、委託にしても、工事に してもおそらく多いのだと思いますけれども、その辺はどうして多いのかということを もしお気づきでしたら教えていただきたい。その3点です。

○碓井会長

では事務局、お願いしていいですか。

事務局

今の他県の状況なんですけれども、ちょっと全部あるわけではないですけれども、近隣の8県を聞き取り調査をいたしまして、これは27年度の状況なんですけれども、一つの県で29%というところはあるんですけれども、くじ引き実施率ですね、実施率が29%のところがあるんですけれども、ほかは多くても10数%ということで、データをとっていないという県もありまして、あまりくじ引きは発生していないのかなという印象でございます。

それで工事につきましてなんですけれども昨年度、ちょっとご紹介させていただいて、 昨年度末の状況なんですけれども、業種ごとにくじ引きの発生率のパーセントをご紹介 したいと思います。土木一式で22%、とび・土工・コンクリートで28%、舗装で50%と いうような形でございます。ですから、舗装工事が結構高い率で発生している状況がう かがえるところでございます。

○吉野委員

2点目に関連しまして、他県との関係ではランクはどのくらいになっているのですか。 朝日新聞では、大体、主なところから13位ばかり書いてあったのだけれども、長野県で は大体どの程度のランクに属するのですか。

○事務局

ちょっと、今、データを持っていないので何とも申し上げられないのですけれども、すみません。

○碓井会長

事務局、何かご発言を。

○事務局

3点目のくじ引きの発生理由ということでよろしいですか。

○吉野委員

長野県は、なかなか失格基準価格について、予測がつかない場合が多いのではないかなと思うのですけど、ほかの県に比べて。なぜこんなにくじ引きの発生率が多いのですか。

○事務局

長野県の場合、失格基準価格の幅が5%ございますが、実際の応札はほとんど失格基準の上限近くに入ってきております。その理由としては、おそらくその近辺が一番落札しやすいという経験が応札者側にあるのではないかと思っております。

もう1点ですけれども、やはり我々のほうの積算、予定価格の積算自体が、従前に比べてかなり透明化されておりまして、予定価格の推定がしやすくなっている。それも、高い精度で推定しやすくなっているということがあると考えます。

○碓井会長

西村委員、どうぞ。

○西村委員

私も、吉野委員さんが参照された新聞記事、日経のほうですけれども読みまして、く じ引きの発生が非常に多くなっているというデータも見ました。

やっぱり今の事務局のご説明にもありましたように、昨年でしたか、失格基準の上限・ 下限の幅を非常に狭く、5%にした、基準の位置をそれまでよりもう少し上に上げて、 かつ狭くしたという記憶があります。そういうルールの変更が、一つ、くじ引きの発生 率を引き上げているのではないかというふうに推測しております。

それと同時に、新聞記事にもありましたけれども、予定価格や失格基準価格の推定が 非常にしやすいという記事の内容でもありました。そうなりますと、入札のルールのほ うをちょっとずつ変更し、くじ引きが出やすいような状況にルールを変更した結果、く じ引きが発生した。だから価格入札の方向をあまり重視しないで総合評価方式のほうに 移行しますと、そういう論理のように見えまして。

今後、この方向でどんどんその価格入札のウエイトを下げて総合評価のほうでもって やっていくという方向に、今後、どんどん、視点が移っていくのでしょうか、そういう 質問です。

○碓井会長

では事務局、お願いしましょうか。

○事務局

要は、私ども受注希望型と言っていますが、価格のみで行っている入札と従来からというのを、まず、技術力を求めるようなことを用いている総合評価、2つございまして、大きくですね。今回の取組は、その受注希望型の約半分をこの簡易な総合評価に切りかえた試行をやるというものであります。

今後の方向性なのですが、現状のその価格だけでの入札では極めて大勢の方の受け入れが不十分という形になっておりまして、一種の抽選会になってしまっていることがございますので、これは、正直申し上げて、入札と言えるかどうかという問題意識を我々は持っております。

価格だけの受注希望型とこの簡易II型、ほぼ同数、今後、試行していきまして、一番 気になっているのは、総合評価を取り入れると、落札者が特定の者に偏るというような ご指摘がありますので、簡易II型でも同様の傾向になるかどうか、そこら辺を、従来型 の受注希望も続けてやっていきますので、比較しながら、この加点の仕方を含めて検証した上で、ただ価格だけで決まらない、価格以外の要素も加味できて、かつ、その受注機会を極端に奪わない形、そういう方向を目指していければなというふうに考えております。まだこれに全部移行するかどうかは決まっておりませんが、そうした検証をさせていただきたいと考えております。

○西村委員

入札ルールの変更がくじ引きの多発を誘発していく部分もあるのではないかという趣旨でのご質問でした。

○事務局

失格基準等との関連ということでよろしいでしょうか。失格基準価格を上げた業務につきましては、昨年4月から上下限を5%ずつ引き上げて、今は85%から90%という形で運用させていただいております。

要は予定価格100%との間隔でいうと、その札を入れる幅は狭くなっておりますが、実際に応札は、そのうちのある値の域に集中しておりまして、この全体の幅自体が、このくじ引きの確率を上げているということにはなっていないというふうに考えております。

○碓井会長

私、よく新聞を読んでいないのですが、全国の動向としては、予定価格の事前公表が それをもたらしているということですか。

○西村委員

推定しやすくなっていると。

○碓井会長

そういうことですかね。

○西村委員

はい。

○碓井会長

それと、長野県方式はちょっと違うと言えば違うわけですね。 失格基準でやるという ことですね。

○西村委員

ここの幅がすごく狭いので。

○碓井会長

そういうことですね。

○西村委員

ここに入る確率が非常に密になる。そうすると、くじ引きの発生は、当然、上がることが想定されます。

○碓井会長

一つ、これは試みということで、西村委員のご指摘は、くじ引きが多くなったからこういう方式の総合評価に流れとして行くのか、というご質問の趣旨があったと思います。 先ほどの答えでは必ずしもそうではなくて、この取組で検証をしたいというご趣旨でよろしかったでしょうか。

○事務局

検証して。

○碓井会長

試みると、はい。ほかにご質問、ご意見、はい、大窪委員どうぞ。

○大窪委員

評価点の割合が、価格以外の評価点についてマイナス2からプラス4という、満点が100点の中で、6点しかその割合がないというのは、少し小さ過ぎないかというような意見です。

価格点だけで96点の中でのその6点ということで、プラスにすればゼロから4点のみの割合なので、非常に差がつきにくいような設定になっていると考えます。そこをこう何点まで、価格以外の評価点の割合を増やしていくかというのは、まだ試行の段階ですので、これからやりながら決められるのかと思うのですけれども。できればもう少し、価格以外のところを割合として見られたほうが、結果的にはくじ引きを避けるという効果が出やすいのかなと考えます。

具体的には、評価項目の1番の業務成績のところで、過去2年間の平均点という直近の成績だけじゃなくて、もう少し前からの、5~6年とか7~8年というようなところも、もう1項目設けて評価点を増やすっていうようなところで考えられてはというようなことのご提案です。以上です。

○碓井会長

何か事務局からコメントありますか。

○事務局

今、もう少し評価項目を増やしてはというようなご質問かと思うんですけれども。今 現在やっております総合評価落札方式が、大体、14、15点が価格以外点というような形 でございます。

先ほどもちょっとお話があったかと思うんですけれども、今の総合評価落札方式でやりますと、大規模なところがとりやすいと、加点しやすいといいますか、加点されやすいようなこともありますので、小規模な企業に受注機会を確保するということで、今回、価格以外点は下げております。それで成績点も、過去2年間ということは、通常の総合評価落札方式と一緒なんですけれども、これを残しておけば、今言ったように小規模企業に対しては逆に不利になってしまうのではないかなというようなことも懸念されるということでございます。

○碓井会長

よろしいですか。

○大窪委員

私が言いたかったのは評価項目を増やせということだけではなくて、価格以外の評価 点の割合をもう少し高めたほうが、結局、やったかいがあるのではないかという話なの ですけれども、いかがでしょうか。

○碓井会長

項目数ということよりも、むしろ点数を増やすと。

○事務局

このスキームを考えるに当たって、まず価格点は、今のくじ引きの状況からしてどの会社も同じ点数をとっているだろうと。そうすると価格以外点をつくるに当たって、そうはいってもあまり多くの項目、あるいは大きな点数とかにすると普通の総合評価と変わらなくなってしまうということで、必要最小限にしようと考えました。着眼点としては業務成績、これは技術力をはかるという、これ総合評価としては必須でございますので、これが一つ。それに対して地域要件、一番下ですが、これが、やはり現場に近いほうがよりきちんと見てもらえるかなということで一つ。それから、一般的に受注力が多いような会社がさらにとるよりは、まさに受注機会ということで、2番の手持ち業務量をマイナス評価する形でやるということで、この3項目に絞りました。そうしたときに、地域要件で段階がつけられるのは、ここに①から④があります。ここに県外というのは0点になりますので、ここが5段階しかありません。そうすると0.5刻みにいっても2点という幅が妥当ということになりますと、残り2項目についてもスタートですので同じ点数、そうするとこのマイナス2から4という形になるということでございます。

いずれにしましても、価格点については差がつかないという前提で考えておりますので、まずはこれで試行させていただければというふうに考えております。

○碓井会長

よろしいですか。それではほかにいかがでございましょうか。それでは、これは伺ったということにさせていただきましょうか。

エ 長野県優良技術者表彰 若手部門の新設について

○碓井会長

それでは次、報告事項のエ「長野県優良技術者表彰 若手部門の新設について」でご ざいます。事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

16ページの資料6でございます。長野県優良技術者表彰 若手部門の新設について、ご報告します。

1番の制度の概要ですが、長野県優良技術者表彰は、平成16年度から建設工事や委託 業務に携わった技術者を表彰しています。公共工事の品質向上と担い手の確保・育成を 目的にしております。本年度からは、若手技術者の意欲を高めるために、40歳未満の技 術者を対象とした若手部門を新設しました。

2番目に、総合評価落札方式においての表彰者に対する加点評価について記載しております。技術者への加点評価としまして、これまでのいわゆる一般部門では、受彰後5年の間、1.0点を加点することとしておりましたが、今回、新設する若手部門では、受彰後3年の間、1.0点を加点することといたします。また、所属企業への加点評価としまして、これまでは、受彰後3年の間、0.25点を加点することとしており、若手部門についても同様に、3年の間、0.25点を加点することといたします。

17ページ、次のページでございます。参考資料となります。上の表は昨年度までの申請者数と受彰者数になります。申請は、毎年400人から500人となっております。受彰者は、50名から70名程度となっております。

下の図は、今年からの表彰のイメージ図でございます。若手の現場代理人、担当技術者、40歳未満ですが、若手部門での表彰となります。40歳未満の建設工事の主任(監理)技術者、委託業務の管理技術者・主任技術者で、一般部門の表彰ラインには達していませんが、若手の表彰ラインに達していれば、一般部門でなく若手部門として表彰していきます。報告は以上です。

○碓井会長

ただ今のご報告について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○藏谷委員

ありがたい制度なので、3つほど、確認を含めて質問をさせていただきます。1つは、一般、若手の表彰ライン、これは、何点何点というように公表いただけるのかどうかが一つ。それから、今、何点ぐらいをお考えなのかなというのをちょっとお聞かせいただければと思います。

2つ目は、1つの現場では一般、若手、どちらか1人ですか。2人、もらえるのですかということが一つ。

それから3つ目、優良技術者表彰の前に、この現場は100点満点のうち何点だという評定点をいただきます。その評定点が表彰ラインの一つの目安になってくると思いますが、評定点の、この項目が何点何点という明細は、全部、私どもいただきます。例えばその品質が何点、それから創意工夫が何点、安全管理が何点、全部加えて何点ですというのをいただきますが、過去の、県発注の最高点は95点かと思います、100点満点で。95点をもらった現場の技術者で、表彰をもらえない例が一つ、二つあります。県で一番いい点数をとった現場の技術屋さんが優良技術者表彰をもらえないという例がありました。

私が言いたいのは、評定点をある程度クリアした現場の技術者には、基本的には優良技術者表彰の審査のときは、確認審査のような形でもいいのではないかと。あえて言うならば、評定点と優良技術者とは、ある意味では整合性を持った内容で、審査をしていただきたいし、評定点は、先ほど申し上げたとおり、詳細について点数が出ます。どこがよくてどこが悪かったのか。次のステップになりますので、優良技術者表彰に関しても、やっぱりどこがまずかったのかとか、落選したらその落選について何かご指導いただくと、次のステップにその技術者さんがつながるのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。ちょっとご意見をお聞かせください。

○碓井会長

事務局、お願いいたします。

○事務局

3点ほどご質問いただきまして、一番最初の一般部門、若手部門の表彰ラインの公表

ということで、優良技術者表彰をやっていく上で、1次審査、2次審査があるのですが、 その結果の通知のところに、本年度はどのくらいでしたということを通知することを考 えています。

あともう一つ、1つの現場がどちらかですかということで、一応、1つの現場、1つの企業1名ずつということで、現場代理人と主任技術者が同じであれば、その主任技術者として申請していただくわけですけれども、主任技術者と現場代理人が異なれば、どちらかで申請していただくという形をとっております。

3点目の評定点が高い場合で落選することがあるということですが、成績評定点というのはしっかりやっていれば高い点をとれるようになっているんですけれども。優良技術者表彰ということで、工事表彰でなくて、技術者を表彰するということで、その主任技術者が現場で取り組んだ独自の取組を評価しているということで、その独自の取組がどういうものであったかということを申請していただいて評価していただくということで、その評価の手法がちょっと工事成績とは違うという現状で、高得点なのに落ちてしまうという例がこれまであります。

落選したときの、なぜ落ちたかということを指導していただけないかということですけれども、今のところは、それについては考えていません。受彰した方の取組内容とかはホームページ等で公表しております。評定の何点というラインは通知していきたいということで考えていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○碓井会長

藏谷委員、よろしいでしょうか。 ちょっと異論がありそうですが。

○藏谷委員

そうですね、そのしっかりやっていればいい評定点が取れるというのは、ちょっと説明がおかしくないですか。それはちょっと技術屋さんに失礼な気がする。本当は違うでしょうね。

それで表彰ラインというのが、評定点でしょう、基本的には。これは公表しないのですか、公表しませんか。評定点80何点以上の人は一般ラインとか、それより例えば1点、2点低い人、若手として申請していいのですよというのをしないのだったら、これはなかなか難しい、若手のラインの基本を教えてもらわないと。

○碓井会長

はい、事務局お願いします。

○事務局

もう一度確認したいのですけれども、いろいろな点数がありますが、公表ということは、その表彰における合格ラインということでよろしいでしょうか。

○藏谷委員

|違う。評定点何点以上の技術者さんは押さえていきますよという、そういうのをやら

ないのですか。

若手を出すか一般を出すか迷うときに、ある程度のラインがないと、企業としたら確率の高い一般を出してしまう。そうすると若手を出さない、担い手を育成するための制度なのに、可能性が高いほうを出すじゃないですか。その辺のある程度のラインを出さないと、若手のほうに行かないのではないですかという質問。

○事務局

わかりました。

○藏谷委員

一般と若手で、どのぐらいの差があるかもわからない。

○事務局

わかりました。私どもは、例年、この募集をする際にその申請者の、全部集まってその中である程度並べてみて、その中で合格点といいますか表彰ラインを決めていますので、事前に決めるということを行っておりませんので、基本的には事前に、誰かに固めるということはできない仕組みになっておるんですが、そういったお答えではよろしくないですか。

○碓井会長

そうすると相対評価みたいなことになるということですか。

○事務局

そうですね、基本的には相対評価のようなやり方になります。何か絶対的な点数を持って、これ以上は合格にさせていただくというわけではありません。

○碓井会長

そうすると、レベルの高いときには絶対的水準は高くても受からないかもしれない、そういうことですか。

○事務局

先ほどの資料の17ページをごらんいただくとうれしいんですけれども、年々申請者数は、多くはなってきていますけれども、受彰者の割合も一定ということで。その年その年ごとに、ある程度、成績の状況もばらつきがありまして、毎年その状況を見て、大体この辺にラインを設けるということを審査の過程でやっておりますので、事前に決めてから審査に臨むということは、今のところしておりません。

○碓井会長

蔵谷委員、どうですか。

○藏谷委員

優良技術者の前に、まず現場の評定点が基本で、私はしかるべきだと思うのです。どうでしょう。そうでなくては評定点の意味がないじゃないですか。しっかりといろいろなバランスをとって、評定点がこれだけで、いい工事をしましたね、いい品質のものをやってくれましたね、全てのそのマネジメントはどうだということが評価される。ですから、平均よりも上の評定点をいただいたので、それを引っ張ったリーダーの、現場の技術屋さんに対してのインセンティブでこういう表彰があるのだなと、私はそう理解していたのですけれども。そうするともっと、優良技術者と評定点の高い良い現場とを、ニアリーイコール(ほぼ等しい)にしていただいて、そしてこのぐらいのラインをクリアした人が若手、一般の技術者ならもうちょっと上ですよというのをもうちょっと客観的に教えてもらわないと、繰り返しますけど、若手よりも間違いのない一般のほうへ出してしまうような気もしないではない。

○事務局

審査の過程では、当然、成績評定点も加味して審査を行っております。

○藏谷委員

繰り返しますけれども落選の理由をお聞きしたい。客観的に審査いただけるのか、どういうふうに審査いただいているのか、わかりません。基本的には面接でしょう、第2次審査というのは。面接というのは口頭試問でしょう。そうすると、主観が大分入るじゃないですか。その辺の内容が、当事者に聞くと、一から十まですごい差があるのです、審査員によって。こういう受注に関してのインセンティブの大事な問題のときに一番大事な点数をつける、あるいは表彰を決める、その審査会の中がわからないし、当事者に聞くとすごく差があるのです。主観だから、当事者によってはいろいろなことを言いますけれども。その辺をもうちょっと誰が聞いても納得するような、あるいはもうちょっと開かれた内容に改善いただけたらありがたいなという、意見とお願いです。

○碓井会長

はい、事務局。

○事務局

そのような今のご意見にお応えできるように、まず審査は複数で行っていること、現場経験のある者が複数で行っているということがまず一つです。そういった中で、できるだけばらつきをなくしているということがまず1点ございます。それから、今までは、その審査の過程でどのくらいで表彰されるのか、されないのかというところを、公表してなかったんですけれども、若手まで部門が広がるということの中で、やはり、今回表彰された方はこのくらいのラインですというところは公表していこうということで、透明性を高める方向でこの制度を運用していきたいと考えています。

いずれにしても、今回、若手部門を初めて創設する形になりますので、実際に受験される、受験というか申請される方がどのくらいかということも、今、読めない状況もご

ざいますので、またそういった実態を見ながら運用させていただいて、また改善すべき 点は改善していければと思います。

○碓井会長

ほかに、はい、どうぞ、吉野委員。

○吉野委員

ちょっと基本的なことをお伺いしたいのですけれども、これまでは一般部門の受彰者は40歳以上だったのですね。

○事務局

今までは、その役職だけで、年齢の制限はかけておりません。

○吉野委員

かけてない。

○事務局

はい。

○吉野委員

そうですか。17ページの表の注のところを見て、そういうふうに見えたのですけれど も。40歳未満の主任技術者、主任・管理技術者は、一般部門の表彰ラインに達せずと書 いてあるので、そうかと思っていたのです。

○事務局

このイメージ図ですけれども、これは今年のイメージで、今までは一般部門というと ころで表彰をしておりました。で、一般部門の真ん中、右寄りなんですけれども、これ が40歳未満でも合格されている人はいます。

○吉野委員

いたのですか。

○事務局

います。

○吉野委員

そうですか。そうすると、先ほどの若手と一般とのレベルの違いについてはちょっと、これは言いにくいのだろうとは思っていたのですけれども。今回の改正で枠の拡大というか、一般部門をあまり絞らずに若手部門にも拡大すると、数は多くなると理解してよろしいのですか。

○事務局

はい、若手部門の分だけ多くなるかと思います。

○吉野委員

若手の分だけ増えるということですね。

○事務局

人数が増えるということでお願いします。

○碓井会長

そうすると、40歳未満の人でも一般部門の申請ができると、こういう意味ですか、この図を理解すると。評価が一般部門の表彰ラインより低くても、40歳未満の人は、この下のほうで表彰を受けられるということが加えられると、こういうことですか。

○事務局

申請なのですけれども、その役職によって申請していただくということになります。

○碓井会長

それは変わらないと。

○事務局

主任技術者で申請していただいて、評価が一般ラインより上に行った者は一般部門での表彰となります。

○碓井会長

だから対象の役職であれば40歳未満でもいけるということですね、依然として。

○事務局

はい。

○碓井会長

そこを削ったわけではないですね。

○事務局

はい。

○碓井会長

ほかに。どうぞ、湯本委員。

○湯本委員

ちょっとよくわからなくて。エントリーするにあたり、40歳未満と40歳以上に区分け してどちらかにエントリーするというふうにはできないのですか。

それで、40歳未満の方は40歳未満の枠で、この表の丸印が書いてある部分で完全に区切っておいて、ただし、一般部門にも応募できますとしておけばいいのではないですか。だからエントリーの仕方として、これ総合評価落札方式でのインセンティブが、受賞後3年とか5年とかという違いが出てきている部分があるのですけれども、そういったところの差を考えながらどっちに応募するかということに関しては、本人の意思に基づいて判断してもらう、そして、40歳以上ということでなくて、誰でも一般部門はあるのだけれども、40歳未満については、もう完全に一つの枠として持っていったらどうなのですかと感じます。そういうことはないのですか。

○碓井会長

はい、お願いします。

○事務局

建設工事においては役割というのがありまして、主任技術者の役割と現場代理人の役割というのが当然あります。やはりその役割によって申請していただいて、その上位の者が、主任技術者ですと一般部門で受彰するというのが今までだったんですけれども、そこに達しなかった人で40歳未満の人が若手部門で表彰するという可能性があると。それと含めて、今まで表彰の対象としていなかった現場代理人と担当技術者を、40歳未満の人であれば申請できるということで、部門での申請ではありません。表彰のときに、一般部門なのか若手部門なのかということでやっていきたいと。

○碓井会長

なかなか、図を見ながら説明を伺っても、わかったようなわからないような。

○事務局

委員長、今の点を補足させていただいてよろしいですか。

明日から、今回、こうやって制度が変わるということで説明会を開催するんですけれども、それで、いわゆる申請者の方に私たちが説明するのは、例えば工事で言えば、あなたの現場での役割が主任技術者の方は、主任技術者として申請してくださいという説明をします。主任技術者の方で40歳未満の方もいれば40歳以上の方もいらっしゃいます。だけど、それは区別なく、あくまでも主任技術者として申請をしてくださいというお願いをします。それでエントリーをしていただいて、その方はあくまでも主任技術者として審査を受けて、その方が優良技術者の一般部門というこのラインに達すれば、そのまま一般部門で受彰されます。ただし、達していない場合、その方が40歳未満であって、一般に達しないけれども若手の表彰ラインであれば若手で改めて表彰させていただくという形になります。

一方、工事の中で現場代理人さんという役割があって、実は資料の18ページにその辺

の区分けを改めて記載しておりますけれども、現場代理人さんの場合は去年までの優良 技術者表彰では申請ができなかったんですが、今回は現場代理人の方であっても、40歳 未満であれば申請をしていただくという形にしました。現場代理人さんとしてエントリ ーしていただき、表彰は若手部門のみの審査であるという形になります。

若手と一般では若干審査の内容が変わってきます。いずれにしても、入口が違うということで区分けされます。

そういった形で、先ほど委員のご疑問にはその答えでよろしいかなと思ったので、そうさせていただきました。

○湯本委員

よくわかりました。

○碓井会長

ちょっと、私、まだわからないのですが。そうすると、資料の図の一番右側のところは40歳未満の人で現場代理人の資格を持つ人だけが申請できると。それはわかったのですが、その場合に一般部門の表彰ラインというのはないということは、そういう高い水準を求めるとか、そういうことはないと理解していいのですか。

○事務局

現場代理人の一般としての表彰ラインはないということです。

○碓井会長

何かこう、図の左側と比べて、上に突き出ていて、何となく誤解を招いてしまうのだけれども、図の右側、現場代理人等についてはそんなにハードルは高くないと理解していいのですね。

○事務局

もちろん、一定程度の基準はあります。

○碓井会長

いや、それはわかりますけれども。はい、どうぞ藏谷委員。

○藏谷委員

主任技術者の窓口か現場代理人の窓口か、2つあるけれども1つの現場はどちらか一人ですよということですね。

○事務局

はい。

○碓井会長

私たちこの契約の面では了解しましたけれども、契約につながる前提の表彰制度ですから、すぐにご説明をやるようですが、理解しやすいように説明していただくようにお願いいたします。

はい、ほかに何か、よろしゅうございますか。大分時間をいただきましたけれども、それでは伺ったことにさせていただきます。

オ 印刷の請負に係る最低制限価格制度の試行について(中間報告)(取組番号19)

○碓井会長

次に報告事項のオ、「印刷の請負に係る最低制限価格制度の試行について(中間報告)」、事務局からの報告になります。

○事務局

19ページの資料7についてでございます。印刷の請負に係る最低制限価格制度の試行の中間報告です。前段の審議事項にありました取組方針19に基づき、平成27年度の第4回審議会でご審議いただき、試行に取り組んでいるものでございます。

県の印刷業務の請負、とりわけ公募型見積合わせの案件につきましては、発注件数も多く、毎年同じようなものを繰り返し作成していることから、前年実績の踏襲で予定価格が積み上げられているものが多くある中で、低い落札率によりさらに価格が落ち込んでいく状況が見られます。

そこで改めて品質の確保のためのより適切な予定価格の設定、また、企業の適正な利潤を確保するための最低制限価格の検討ということで、昨年、平成28年度より試行を開始いたしました。

2番の平成28年度の試行の状況でございます。試行の概要につきましては、対象として県庁発注の公募型見積合わせによる印刷物のうち、予定価格がおおむね50万円以上の案件から15件程度を抽出しております。

予定価格の設定につきましては、一般財団法人経済調査会の印刷積算基準に基づいておりまして、四角で囲った枠内の項目について費用や用紙代等を積み上げて積算した価格を予定価格としております。この積算方法につきましては、公告時に事業者の方にもお示ししております。最低制限価格の設定につきましては、設定した予定価格の最低制限価格制度実施要綱で定める最低ラインの10分の6といたしました。

試行に当たっては、落札した事業者、これは受注者ですが、この受注者の方から下請及び積算内訳に関する調査票を提出していただき、受注者の積算と当課が一般財団法人経済調査会の印刷積算基準に基づき行った積算との積算方法や金額の比較を行います。また、印刷における業務の下請の状況について、下請先の事業者の所在地、下請を行った作業内容についての調査を行っております。

結果につきましては次のページ、資料7の別紙のとおりです。平成28年度の実施件数は12件でございます。試行案件における落札率は81.6%で、県庁全体の公募型見積合わせで発注した印刷物における落札率を10ポイント上回っております。

案件ごとの応札結果は別紙の2番のとおりです。最低制限価格の60%を下回った応札があった件数は12件のうち2件、事業者数は2件で4者でした。

また、逆にこちらで積算した価格を上回ったものが3件、事業者数は8者になりました。最低制限価格を下回った2件のうち1件は、平成28年度に初めて作成する印刷物のため、事業者が見積額算定の目安の一つとしていると考えられる過去の見積結果を参考にするということができなかったため、最低制限価格を下回る応札者が多かった要因の一つではないかと推察されます。

下請及び積算内訳に関する調査結果は3番のとおりです。調査に協力していただいた件数は9件で、そのうち受注案件において、下請があったという回答は3件です。下請の内容は刷版、これは印刷機にとりつける印刷用の版の作成になりますが、刷版とデザイン、製本のほか、納品先がわかれていた場合の発送業務でした。発送業務を除く業務については、全て県内の事業者への下請となっています。

3として、今後の取組でございます。現在までの試行結果を見ますと、こちらで設定した予定価格と応札価格との関連性は案件によって異なり、まだまだ双方の積算内容にもばらつきがある状況です。印刷物については、設計書が固まっている建設工事と異なり、製造に必要な工程が私ども発注者のイメージと事業者との間で必ずしも同じでなくとも成果物の仕様どおりとなってくるケースもあり、これからも試行案件を積み上げる中で、事業者の方々の積算実態をうかがいながら、適切な予定価格と適切な落札率を模索してまいりたいと考えております。説明は以上です。

○碓井会長

ありがとうございました。ただ今の中間報告でございますが、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

○吉野委員

試行案件、17件で平均落札率が81.6%になっていますけれども、総じて、質との関係 はどうでしたでしょうか。品質はどうだったか。特に目立って落ちているとか、そうい うことはございませんでしたか。

○碓井会長

はい、では事務局からお願いします。

○事務局

特別、発注を行っている課からのクレーム等はなかったので、品質においてはこれまでどおり問題なく納品されているものと承知しております。

○碓井会長

ほかにいかがでしょう、湯本委員。

○湯本委員

先ほどの説明で、60%を下回った部分は、全く新しく発注したものというようにお聞きしたのですけれども。一般的にそういったものについては、それなりに価格が上に行くような、そんな感じも受けるのですけれども、ちょっとその辺の業者の考え方がよくわからないのですが、どうなのでしょうか。

要は、一旦、発注を受けたことで次年度以降の受注の権利を持つ的な意味合いはあるのでしょうか。常にこの入札方式をとっていればいいのでしょうけれども、例えば過去の実績を持ったところに次年度以降は随意契約で発注する、そういうことを期待しながら、安くてもとって、次年度以降に仕事をとるというような、そういうイメージもちょっと考えられるのですけれども、その辺の考え方は、業者サイドから聞いたことがございますか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

ストレートにお伺いしたことというのはないですけれども、その辺はこの試行を続ける中で、業者さんですとか組合さんがありますので、考え方ですとか、そういったものをお話を伺っていく必要があるかと思います。

発注率につきましても、必ずしも来年同じものがあるとも限らないですとか、あるいはもう毎年毎年、デザインや仕様自体を刷新するものというのが結構あります。例えば統計書ですとか、そういう毎年毎年同じ仕様で同じパターンのものというのは、ある程度、今おっしゃったような部分もあるかもしれませんけれども、毎年、デザインをつくり直すものについて、どの程度、翌年の分まで業者さんがお考えでチャレンジされるのかというのは、今後やはりお話を伺っていかないと、推測の域を出ないものですから。

○湯本委員

いずれにしても業者さんの選択の一つでもあるかと思うので、それを否定するわけではないのですけれども、それが最終的に品質の問題だとか、そういったものに影響するものでなければいいかなとは思うのです。入札方式をとっている以上は、そういったこともやむを得ないことだと思っていますので。

ただ、あまりにもそういったことが露骨に出るとなると、まずいような気もしますし、 結果的に一般競争入札制度を利用しながら業者は、ここでとったから来年度も受注する というようなことが、あからさまであるような仕組みでないようにやっていただくこと が必要かなと思っていますので、それは県の立場としても同じだと思うので、その点だ けちょっとお願いしたいと思います。

○碓井会長

今の湯本委員の問題提起ですが、多分、県の側では、一旦、落札したから次年度は随意契約でやりましょうと、一般競争入札から随意契約に転換するとか、そんなことはな

いわけですよね。

結果的に、試行案件の納付書3枚複写というのを見ると、ほかの会社はもう手を挙げないという判断をしている可能性はありますよね。だから、湯本委員の指摘もそういう事実上のことも含めて注意深く見守る必要があるというご指摘かと思います。

ほかに何か。よろしゅうございますか。はい、どうもありがとうございました。

カ 今年度の主な取組予定について

○碓井会長

それでは報告事項カ、「今年度の主な取組予定について」、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

それでは、21ページの資料8をごらんください。今年度の主な取組予定についてです。 ここに記載の内容は、取組方針の丸印であります今後の検討を進める取組内容の今年 度、重点的に進めるものですとか、今後、審議会に諮る予定のものを、取組番号、取組 内容の要旨、取組内容及び本年度の予定、それと具体的な内容を表にしたものでござい ます。

主なものといたしまして、一番上にあります7番の公募型見積合わせの導入の検討につきましては、今年度検討を進めて、試行に向けて検討していきたいと考えているところでございまして、具体的になりましたらご意見をお伺いしたいと考えているところでございます。

10番につきましては76番と連携いたしまして、今年度も清掃請負業務の実態調査を実施しておりまして、予定価格の設定の参考とするなど、状況報告をしてまいりたいと考えているところでございます。

18、19番につきましては、建設工事以外で最低制限価格の導入、拡大につきまして、本年度から県庁の庁舎の清掃や県庁・合庁の警備業務等で導入をしておりますので、入札状況等、集計ができましたら報告をしていきたいと考えているところです。

27番につきましては、その他契約において、総合評価落札方式での入札が適切な業務について研究をしてまいりたいと考えているところでございます。そうすべき業務がございましたら方針を検討して、またご意見をお伺いしたいと考えているところです。

28番、37番につきましては、庁舎等の清掃業務及び警備業務の契約について、複数年 契約を実施することとなったものがございます。入札状況と集計がまとまってきました ら、また状況報告をさせていただきたいと考えているところです。

42番につきましては、県産品の認定制度の試行について実施状況をご報告をさせていただきたいと考えているところでございまして、75番につきましては総合評価での試行を進めながら検証して、ご意見をお聞きしたいと考えているところでございます。

71番、73番につきましては、次回の入札参加資格の県内業者を対象とした加点項目について、今年度から検討したいと考えているところでございます。説明は以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。何かご質問、ご意見を。吉野委員。

○吉野委員

文言上の問題ですが、いつも言っておりますけれども、18番と76番について「最低制限価格制度及び低入札価格調査制度」となっておりますけれども、「及び」は「「又は」に直してください。

○事務局

申しわけございませんでした。

○碓井会長

はい。ほかにいかがでしょう。拝見していると、検討とか状況報告と書いてあるものを行うなというわけにはいかないのでしょうが、そうすると、もしこのご報告を受けて議論するとすれば、必要に応じ研究というのでは生ぬるいのではないかというご意見があれば出してもらいたいということになるのでしょうか。何か、特にご意見があれば、よろしゅうございますか。

西村委員。

○西村委員

生ぬるいとか、そういうことではないのですけれども。検討というのがどういうように行われるのかなという質問で、例えば42番の県産品利用促進に関してですけれども、どういう側面で検討されるのかという質問です。

つまり、県産品を重点的に利用した場合の落札価格と、そういうことがなかったときの落札価格に違いが出るのかというようなことが一番の興味かなと私の視点からは思うのですけれども。つまり県産品の利用促進をしたことによって、どのくらい良い便益があるのか、あるいはどのくらいの費用負担が生じるのかといったような検討、そのままではできないとは思いますけれども、何かそれにつながるような検討をされるのか、それとも単にどのくらいの利用促進が行われるのかというような、そういうことの検討なのかという点について、お願いいたします。

○事務局

今、委員のご指摘の件でございますけれども、昨年度第1回の当審議会におきまして 試行ということで承諾をいただきまして、その際に1号から4号とした県産品のうち、 まず1号の部分につきまして、1号の県産品につきましては、従前より長野県で個別の 制度で認定をしている県産品、例えばベンチャー企業の優先調達のものとか、信州リサ イクル製品とかをまず対象にしまして、試行を始めさせていただいているところでござ います。

若干遅れてしまったのですけれども、昨年11月から試行をスタートしておりまして、 調達のタイミング等ございますので、1年程度は試行をさせていただいた上で、果たし て、その1号県産品といったものの中で具体的なその実績が上がるか、さらには、その 実績が上がった中で何かしらの不具合だとか、問題点とか気づいた点、また実際入札さ れた企業の捉え方だとか、そういったところを踏まえた上で改めて1号について、それ から残りの2号から4号につきましても、再度検討させていただくということで、今後 進めていく予定でございます。

○碓井会長

今、ご説明のとおり、取組内容の「検討する」と書いてあるもの、残念ながら私どもが了承してある取組内容なのですね。それで今、試行中でありますので、その試行の結果がどうかということをご報告いただいていろいろ検証しましょうと、こういうのが29年度の予定、こういう理解でよろしいのですよね。残念ながら、検討するというのは我々が了承してしまったのですね。そういう意味で。

○事務局

はい、そういうことと理解しております。

○碓井会長

ほかに、大窪委員。

○大窪委員

今、会長がご指摘された点なのですけれども、16、17番については必要だからここに 項目として挙がっていると思っておりますので、この「必要に応じ研究」という言葉は、 何かほかの言い方のほうが適当かなと思っております。

また、資料の表の項目ですけれども、H29年度予定の右側、「具体の内容」というのは「具体的内容」とか、もう少し項目の言葉として適当なものを入れていただくほうが良いと思います。

○碓井会長

では「必要に応じ研究」という言葉の心根を伺っておいたほうがよろしゅうございましょうか。事務局どうぞ。

○事務局

16番、失格基準価格は低入札価格調査の関係ですが、17番も関係する事項でございます。例えば、委託業務におきましては、昨年度、失格基準を引き上げさせていただきました。その1年前に建設工事を引き上げたということでございますが。

これについては、ある意味、それで終わりかと言われて終わりとも言えないという、 そういうような状況もございまして、ここに書くべき言葉が見出せなかったということ で空欄になっているものでございます。

まさに全国の状況ですとか、あるいは業界の経営状況ですとか、そういうものを見ながら、まさに共有をして研究させていただくということで、あえて空欄にしたものでご

ざいます。

○碓井会長

あと、表現の点の微修正についてはお任せすることにしたいと思います。ほかに何か ありますでしょうか。

では、これも伺ったということにさせていただきたいと思います。

キ 長野県契約審議会の審議実績について

○碓井会長

それでは報告事項のキ、「長野県契約審議会の審議実績について」ということで、私どもの審議会の通信簿が載っているようでございますので、これについて事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

資料の22ページ、資料9をご覧ください。長野県契約審議会の審議実績についてでございます。

当審議会は、平成26年7月15日に第1回目を開催してから間もなく3年を迎えます。 これまでご審議いただきました内容をご紹介させていただきたいと思って作成したもの でございます。

長野県契約審議会は、長野県の契約に関する条例に基づき、契約に関する重要事項について調査・審議していただくため設置され、12名の委員の皆様で活発な議論をいただいてきたところです。この間、本日を含めまして14回の審議会を開催しまして、契約に関する取組が基本理念の実現に資するものとなるよう貴重なご意見をいただき、取組に反映させてまいりました。また、入札及び契約の過程に関する再説明請求にかかわることですとか、過去の建設工事や業務評定の結果に関する再説明請求にかかわることにつきましても、3回の部会でご審議をいただきました。ご審議いただいた事項は、報告事項を含めますと約90件に及びます。

特に第1回目からご審議いただきました、長野県の契約に関する取組方針につきましては、長野県の契約に関する条例の基本理念を踏まえた契約の締結方法や、履行の確保をするために県の取り組むべき方針を定めたもので、当時は89項目の取組でした。平成26年10月24日に策定し、公表したところでございます。

取組方針に掲げられた取組のうち、既に取り組まれて実施されている取組は、策定当時、47項目であったものが、本日時点で71項目となって取組が進んでいる状況です。個別の取組としまして、主なものは平成26年度には建設工事の低入札価格調査制度における失格基準の見直しでありますとか、27年度の清掃・警備業務への最低制限価格制度の導入や、適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式の試行ですとか、28年度の入札参加資格申請における県内事業者に付与する加点項目の見直しなどが挙げられています。

これまで委員の皆様には熱心にご審議いただき、非常に多岐にわたり適切なご意見を

いただいたことに敬意を表しますとともに、感謝を申し上げるところです。

長野県の契約に関する条例の取組につきましては、取組方針に基づき今後も引き続き 進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。以上で す。

○碓井会長

どうもありがとうございました。ただ今のご報告につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、会議事項として用意しました議題は全て終わりましたが、何かその他事項で委員の皆様からございますか。

それでは、私からごあいさつを申し上げたいと思います。何か事が起これば招集がかかるかもしれませんが、本日のこの会議をもって私たちの任期は間もなく終了だと心得ております。3年間にわたりまして、毎回ご出席いただくとともに、熱心にご審議いただき、私からも協力していただきました皆様方に心から御礼を申し上げます。また事務局の皆様には、ご迷惑をおかけしたかもしれませんが、その点もご容赦いただきたいと思います。ご協力、誠にありがとうございました。

それでは、これで全て議事も終わりましたので、この辺で事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

4 その他

○事務局

碓井会長さん、どうもありがとうございました。

それでは次第の4、その他でございます。事務局からは特にございませんが、委員の 皆様方、何かございますでしょうか。

それでは、ないようでございますので、本日の会議は3年間の任期の最後の審議会となりますので、清水会計管理者兼会計局長からお礼を兼ねまして、ごあいさつ申し上げます。

○清水会計管理者兼会計局長

本日は長時間にわたりご議論いただきまして、誠にありがとうございました。今日いただきましたご意見、十分に検討させていただいて、より適切な取組を進めてまいりたいと思います。

また、委員の皆様、7月14日で任期が切れるということでございますけれども、3年間にわたり、本当にさまざまな事項にわたりご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。今後とも引き続き一層のご理解、またお力添いを賜りますようお願いいたします。

結びになりますけれども、委員の皆様方のますますのご活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、皆様への御礼のあいさつとさせていただきます。3年間、誠にありがとうございました。

5 閉 会

○事務局

それでは以上をもちまして、平成29年度第1回長野県契約審議会を閉会いたします。 本日はどうもありがとうございました。